選挙運動用自動車運行請負契約書

　発注者（候補者名）　　　　　　　　　を甲とし、請負者　　　　　　　　を乙として、甲乙両当事者間において、令和６年４月２１日執行の扶桑町議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の運行について、次のとおり請負契約を締結する。

１　乙は、甲に対して、次に掲げる自動車の運行を行い、甲はこれに対して代金を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第９３条の規定により扶桑町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を扶桑町長に対し請求するものとする。

　(1) 車　　種

　(2) 登録番号

２　自動車の運行期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。

３　請負代金は、１日につき金　　　　　円（消費税及び地方消費税含む。）とし、総額金　　　　　円とする。

４　この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

　この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　発注者　　住所

　　　　　　　　　　　氏名（候補者）　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　請負者　　住所

　　　　　　　　　　　氏名（名称及び代表者氏名）　　　　　　　　　　印

備　考

　１　自動車の運行請負期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において運行する期間とすること。したがって、立候補の届出前から運行していても、この契約書にはその期間を含めないこと。

　２　請負者が扶桑町長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

　３　請負者が法人の場合は、代表者印を押印すること。